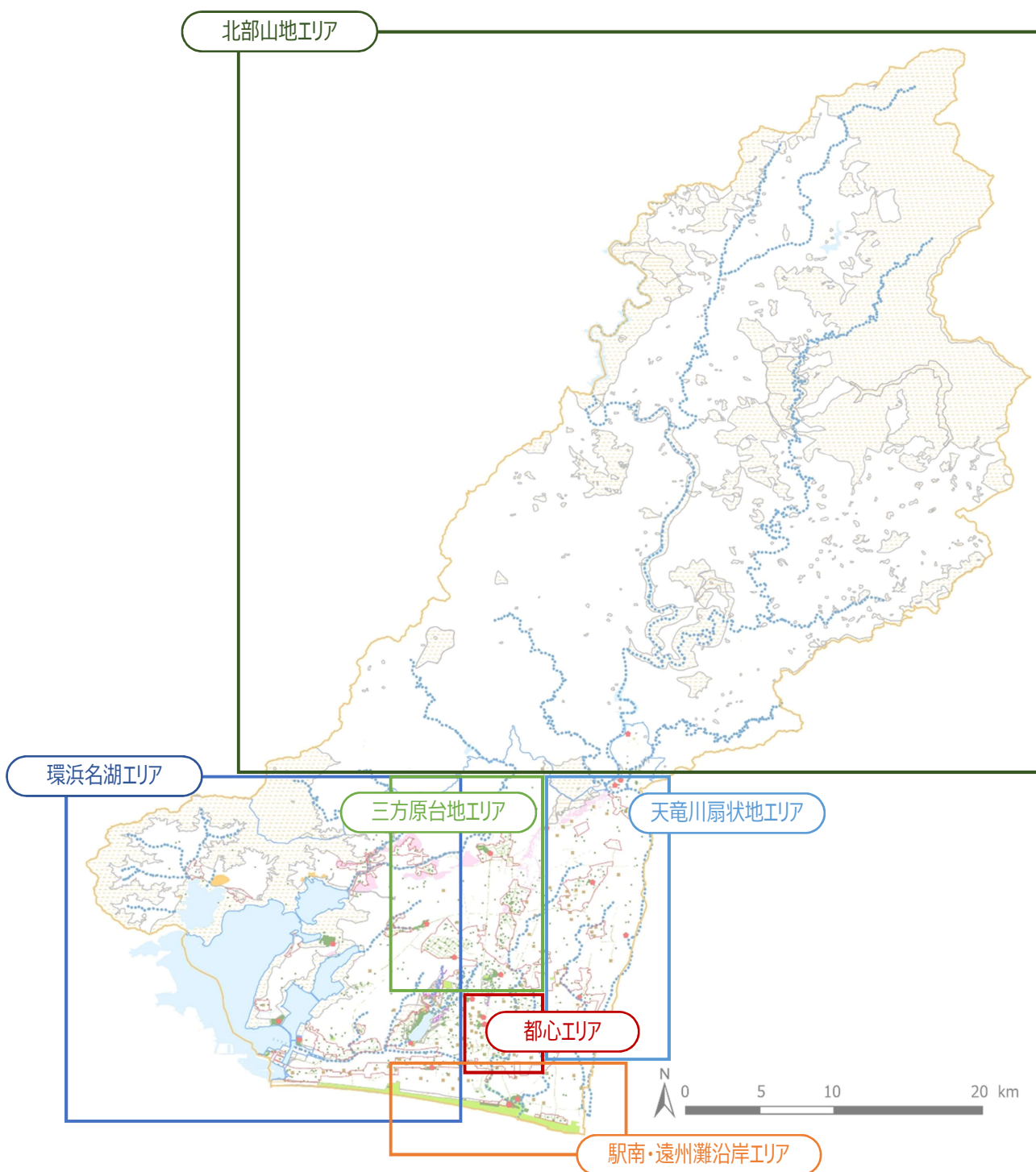
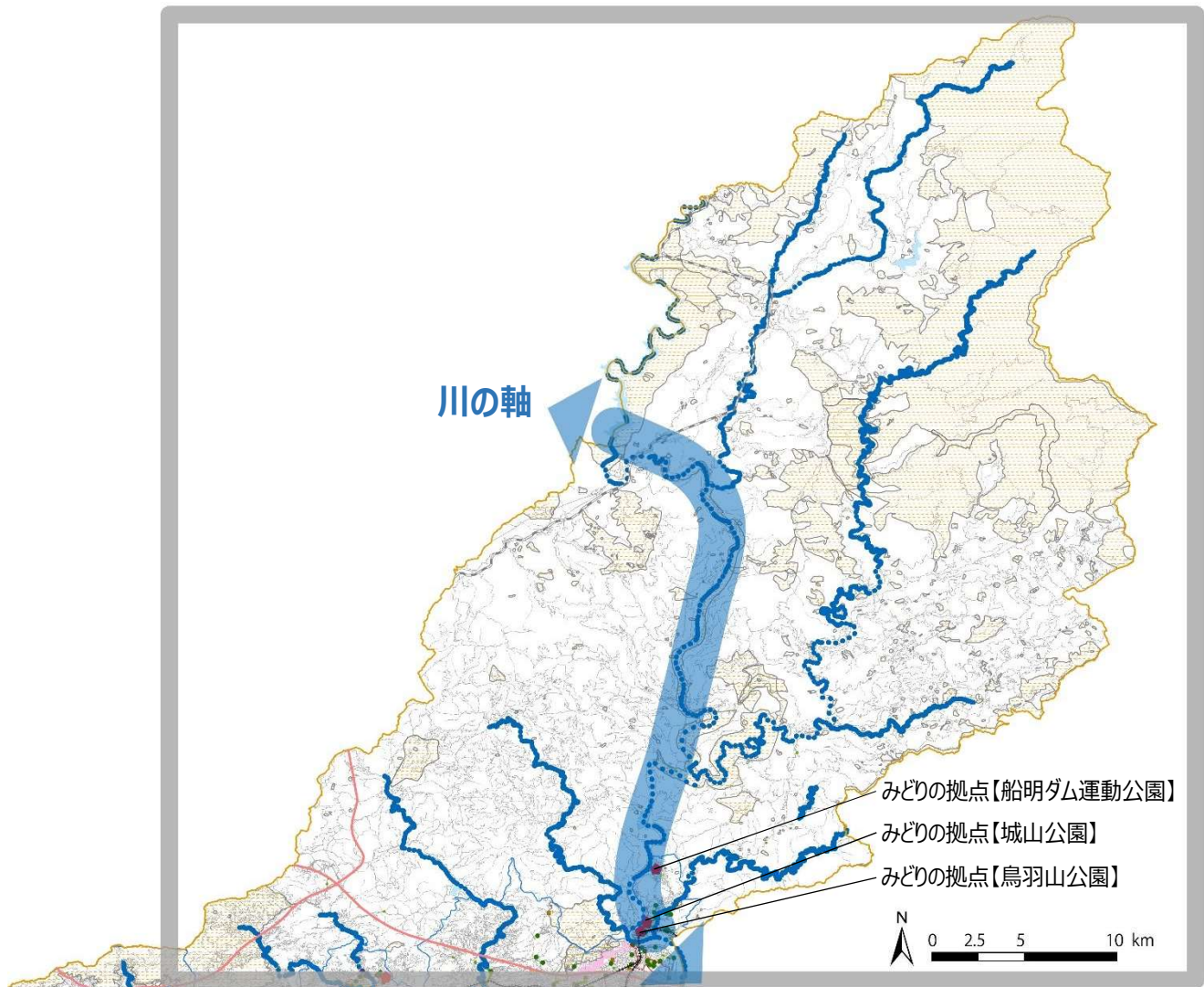


# 資料編

# 1 エリア別計画図



# 北部山地エリア



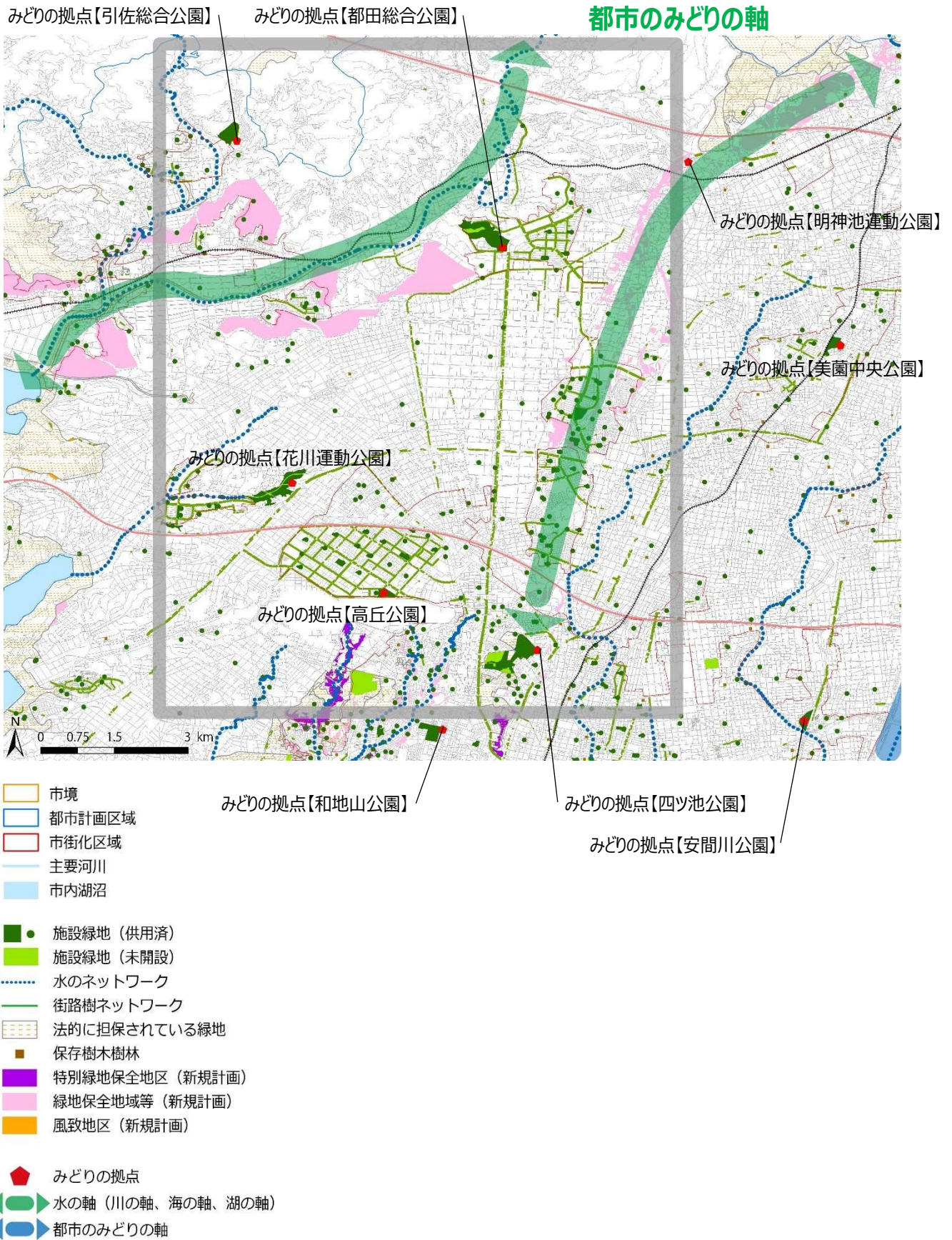
- 市境
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 主要河川
- 市内湖沼
  
- 施設緑地（供用済）
- 施設緑地（未開設）
- 水のネットワーク
- 街路樹ネットワーク
- 法的に担保されている緑地
- 保存樹木樹林
- 特別緑地保全地区（新規計画）
- 緑地保全地域等（新規計画）
- 風致地区（新規計画）
  
- みどりの拠点
- 水の軸（川の軸、海の軸、湖の軸）
- 都市のみどりの軸

# 環浜名湖エリア



- 市境
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 主要河川
- 市内湖沼
  
- 施設緑地（供用済）
- 施設緑地（未開設）
- 水のネットワーク
- 街路樹ネットワーク
- 法的に担保されている緑地
- 保存樹木樹林
- 特別緑地保全地区（新規計画）
- 緑地保全地域等（新規計画）
- 風致地区（新規計画）
  
- ◆ みどりの拠点
- ▶ 水の軸（川の軸、海の軸、湖の軸）
- ▶ 都市のみどりの軸

## 三方原台地エリア

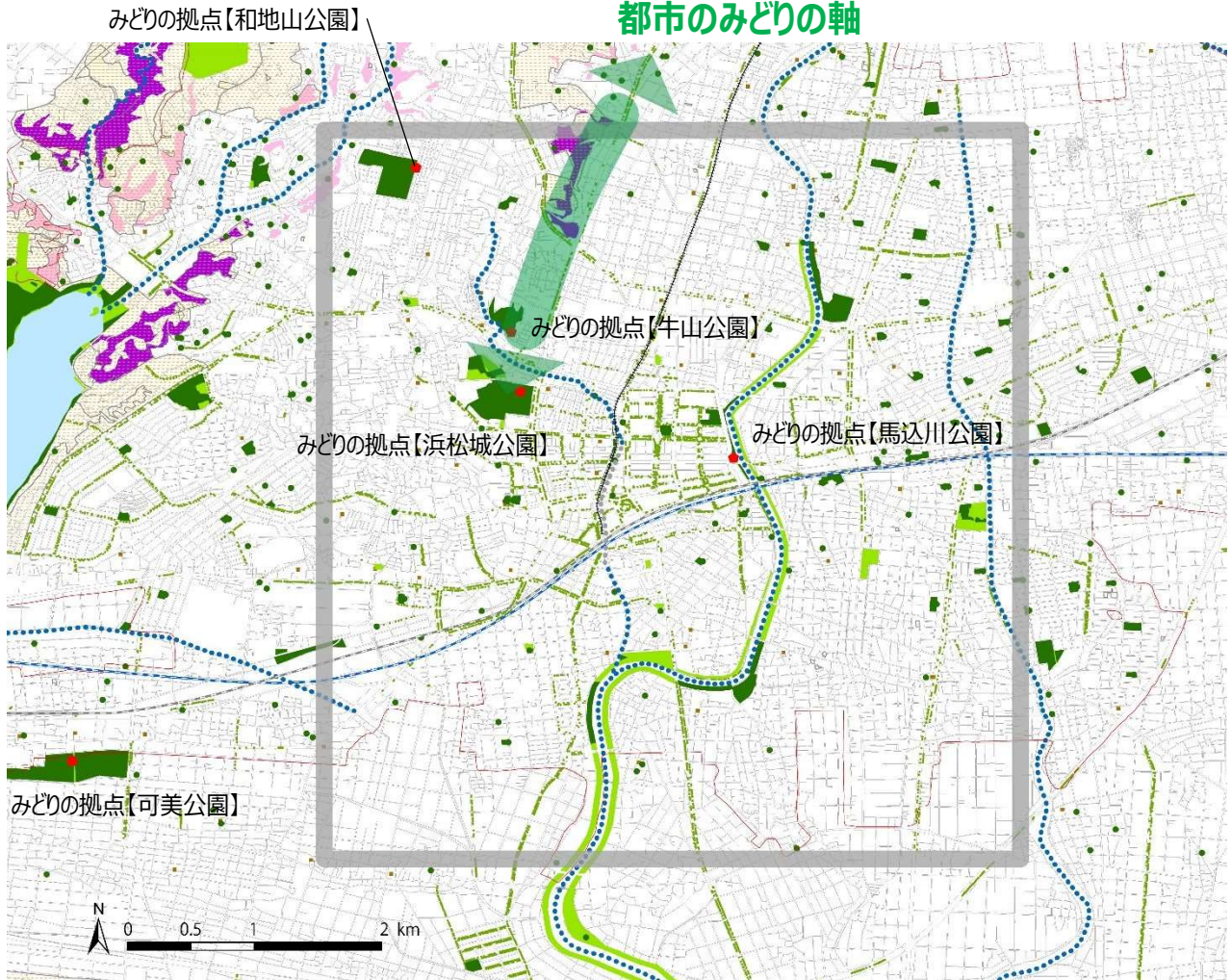


# 天竜川扇状地エリア



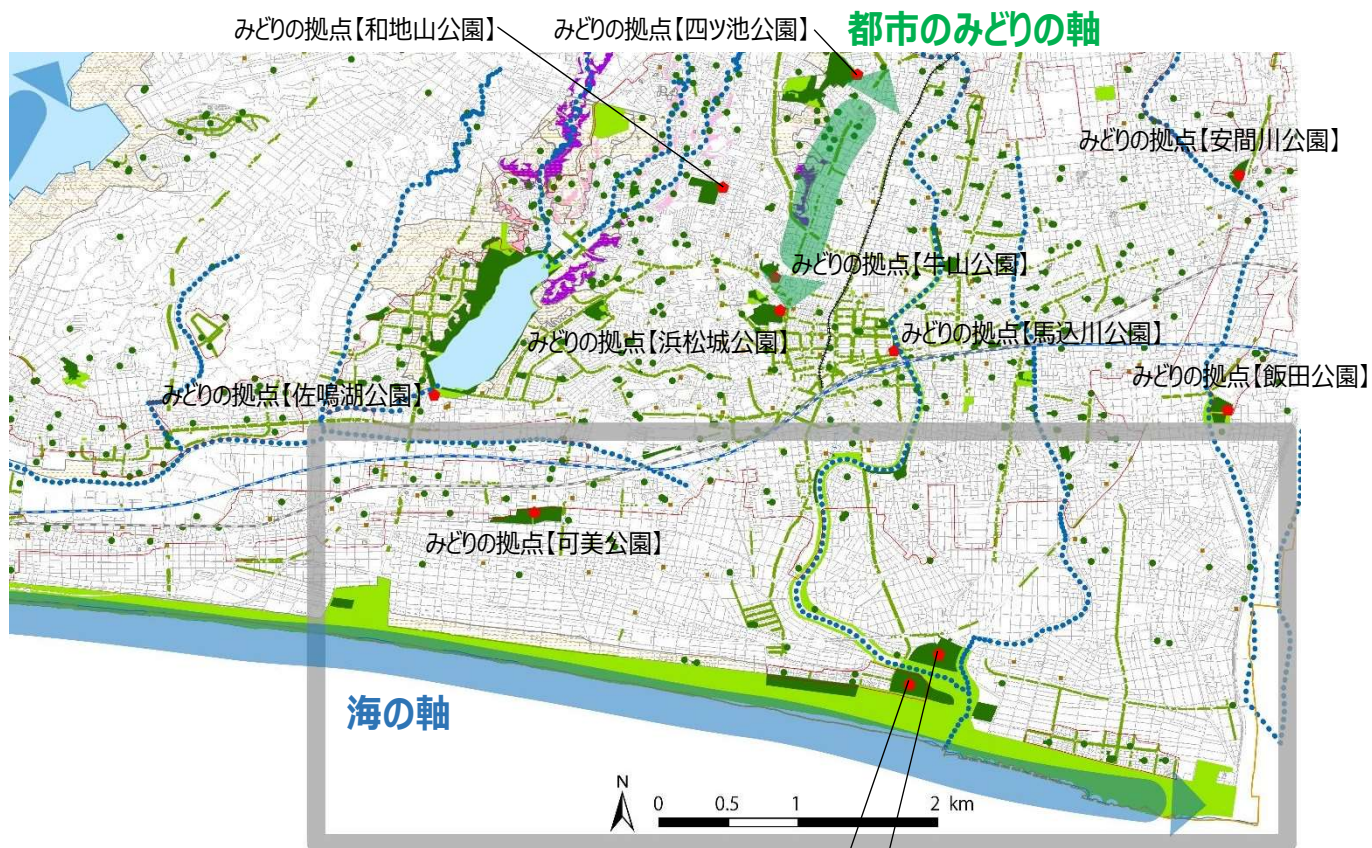
## 都心エリア

### 都市のみどりの軸



- 市境
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 主要河川
- 市内湖沼
  
- 施設緑地（供用済）
- 施設緑地（未開設）
- 水のネットワーク
- 街路樹ネットワーク
- 法的に担保されている緑地
- 保存樹木樹林
- 特別緑地保全地区（新規計画）
- 緑地保全地域等（新規計画）
- 風致地区（新規計画）
  
- みどりの拠点
- 水の軸（川の軸、海の軸、湖の軸）
- 都市のみどりの軸

## 駅南・遠州灘沿岸エリア



- 市境
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 主要河川
- 市内湖沼
- 施設緑地（供用済）
- 施設緑地（未開設）
- 水のネットワーク
- 街路樹ネットワーク
- 法的に担保されている緑地
- 保存樹木樹林
- 特別緑地保全地区（新規計画）
- 緑地保全地域等（新規計画）
- 風致地区（新規計画）
- みどりの拠点
- 水の軸（川の軸、海の軸、湖の軸）
- 都市のみどりの軸

みどりの拠点【遠州灘海浜公園（市営）】

みどりの拠点【遠州灘海浜公園（県営）】



【土地利用区分等の考え方】

土地利用区分等	考え方
市街地	概ね現在の市街化区域の範囲において、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を形成する地域
歩いて暮らせる居住地	市街地のうち、都市機能を集積する拠点とその周辺や、拠点間を結ぶ公共交通沿線において、歩いて便利に暮らせる人口密度が高い居住地を形成する地域 (良好な居住環境をつくる緑化を推進する区域)
都心	創造都市の顔であり、西遠都市圏や市域をけん引する中心として、多様な高次都市機能を集積する拠点
副都心	都心を補完する多様な都市機能を集積する拠点
地域拠点	地域の中心として、一定の都市的サービスを提供できる都市機能を地域特性に応じて集積する拠点
主要生活拠点	市民の身近な生活サービスを提供できる都市機能を地域特性に応じて集積する主要な拠点
生活拠点	主要生活拠点以外の生活圏域の市民を対象として、日常生活に欠かすことのできない身近な生活サービスを提供できるように主要な鉄道駅やバス停の周辺に必要な都市機能を集積する拠点
周辺市街地	歩いて暮らせる居住地以外の市街地で、ゆとりある居住地を形成する地域 (ゆとりある暮らしに調和するみどりを保全・創出する区域)
工業地	歩いて暮らせる居住地以外の市街地で、既存工業の維持・再生を図るための工業地を形成する地域 (環境に配慮した緑化を促進する区域)
市街地外	概ね現在の市街化調整区域の範囲において、市街化を抑制し、自然環境と農地の保全を最優先する地域
中山間地	概ね現在の都市計画区域外の範囲において、豊かな自然環境や生物多様性を保全し、森林や水辺地など自然資源を活かした地域づくりを進める地域
みどりの拠点	遠州灘海浜公園（県営公園）、浜名湖ガーデンパーク、浜松城公園、遠州灘海浜公園（市営）、佐鳴湖公園、牛山公園、舘山寺総合公園、可美公園、雄踏総合公園、馬込川公園、都田総合公園、引佐総合公園、四ツ池公園、和地山公園、船明ダム運動公園、豊西緑地、明神池運動公園、花川運動公園、鳥羽山公園、安間川公園、飯田公園、城山公園、美園中央公園、高丘公園、天竜川緑地、天竜川運動公園
水の軸	川の軸（天竜川）、海の軸（遠州灘）、湖の軸（浜名湖）
都市のみどりの軸	天竜川河岸段丘の斜面樹林、都田川兩岸の樹林

【緑の拠点一覧】

公園種別	都市公園名	都市計画公園名	所在地
広域公園	遠州灘海浜公園（県営）	遠州灘海浜公園	南区江之島町 1706
	浜名湖ガーデンパーク	浜名湖ガーデンパーク	西区村櫛町 5475-1
総合公園	浜松城公園	浜松城公園	中区元城町 100-2
	遠州灘海浜公園（市営）	遠州灘海浜公園	南区中田島町 1674
	佐鳴湖公園	佐鳴湖公園	西区入野町 19954-104
	牛山公園	牛山公園	中区下池川町 155-1
	舘山寺総合公園	浜松総合公園	西区舘山寺町 195
	可美公園	可美公園	南区増楽町 920-1
	雄踏総合公園	雄踏総合公園	西区雄踏町宇布見 9984-1
	馬込川公園	馬込川公園	中区中央三丁目 116-1
	都田総合公園	都田総合公園	北区新都田一丁目 103-4
	引佐総合公園	引佐総合公園	北区引佐町井伊谷 3858-1 外
運動公園	四ツ池公園	四ツ池公園	中区上島六丁目 19-1
	和地山公園	和地山公園	中区和地山三丁目 10-1
	船明ダム運動公園	－	天竜区船明 2649 他
	豊西緑地	－	東区豊町 3244 地先
	明神池運動公園	－	浜北区宮口 390 外
	花川運動公園	花川運動公園	中区西丘町 724
地区公園	鳥羽山公園	－	天竜区二俣町二俣 2364 他
	安間川公園	安間川公園	東区安新町 181-2
	飯田公園	飯田公園	南区大塚町 1876-1
	城山公園	－	天竜区二俣町二俣 1020 外
	美蘭中央公園	美蘭中央公園	浜北区西美蘭 733 外
	高丘公園	高丘公園	中区高丘東一丁目 4-1
緑地	天竜川緑地	天竜川緑地	南区鶴見町 2490-1 地先他
	天竜川運動公園	－	浜北区中瀬永島地先

※広域公園、総合公園、運動公園、地区公園を「みどりの拠点（広域的な公園）」と位置づけます。

※緑地は、10ha 以上のものを「みどりの拠点」と位置づけます。

※公園に関する位置づけは、その他に「身近な公園」として住区基幹公園を位置づけます。

※地区公園は住区基幹公園に入りますが、広域から人を呼び込むポテンシャルを有しているため、「みどりの拠点」としても位置づけます。ポテンシャルの例としては、次のものがあります。

- ・収益性が見込めるとして指定管理者制度を導入済み（安間川公園、美蘭中央公園、高丘公園）
- ・都市緑化植物園が公園内にある（飯田公園）
- ・歴史まちづくり計画で重点地区に位置づけられる施設が公園内にある（鳥羽山公園、城山公園）

【防災公園一覽】

区分	公園種別	都市公園名	都市計画公園名	
広域避難地公園 地域防災拠点公園	総合公園	遠州灘海浜公園（市営）	遠州灘海浜公園	
	総合公園	佐鳴湖公園	佐鳴湖公園	
	総合公園	館山寺総合公園	浜松総合公園	
	総合公園	馬込川公園	馬込川公園	
	緑地	天竜川緑地	天竜川緑地	
	広域公園	浜名湖ガーデンパーク	浜名湖ガーデンパーク	
	墓園	三方原墓園	三方原墓園	
	運動公園	四ツ池公園	四ツ池公園	
	総合公園	都田総合公園	都田総合公園	
	広域公園	遠州灘海浜公園（県営公園）	遠州灘海浜公園	
	運動公園	花川運動公園	花川運動公園	
	緑地	天竜川運動公園		
	総合公園	雄踏総合公園	雄踏総合公園	
	総合公園		和合公園	
	総合公園	可美公園	可美公園	
	総合公園	浜松城公園	浜松城公園	
	地区公園	飯田公園	飯田公園	
	一次避難地公園	総合公園	引佐総合公園	引佐総合公園
		運動公園	和地山公園	和地山公園
緑地		飛ヶ谷緑地		
緑地		天竜川鹿島上島緑地	天竜川鹿島上島緑地	
街区公園		八丁谷公園		
緑地		伊左地緑地	伊左地緑地	
緑地		天竜川弁当野緑地	天竜川弁当野緑地	
緑地		内野緑地	内野緑地	
緑地		西之谷緑地	西之谷緑地	
緑地		半田緑地	半田緑地	
-			中沢墓園	
風致公園		弁天島公園	弁天島公園	
運動公園		船明ダム運動公園		
緑地		佐鳴台緑地		
地区公園		美園中央公園	美園中央公園	
特殊公園			蜷塚公園	
緑地		天竜川中瀬緑地		
地区公園		安間川公園	安間川公園	
運動公園		明神池運動公園		
緑地		入野第一緑地		
-			白羽公園	
-			天王公園	
地区公園		鳥羽山公園		
緑地		梶池緑地		
緑地		有玉緑地	有玉緑地	
近隣公園		染地台野鳥公園	新都市中央公園	
近隣公園		東部やすらぎ公園	名塚公園	

	緑地	ゆたか緑地	ゆたか緑地
	地区公園	高丘公園	高丘公園
	緑地	鴨ヶ谷緑地	
	－		住吉墓園
	緑地	三方原防風林緑地	
	近隣公園	船越公園	船越公園
	緑地	馬込川上島緑地	
	総合公園	牛山公園	牛山公園
	運動公園	豊西緑地	
	緑地	大人見緑地	
	近隣公園	芳川公園	芳川公園
	緑地	都田丸山緑地	都田丸山緑地
	近隣公園	高砂公園	高砂公園
	－		伊場遺跡公園
	緑地	万葉の森公園	
	近隣公園	西岸中央公園	西岸中央公園
	緑地	御馬ヶ池緑地	
	緑地	ゆう緑地	
	緑地	桜台第二緑地	
	近隣公園	三島楊子公園	楊子公園
	緑地	天竜川大平運動公園	
	緑地	大平台第三緑地	
	近隣公園	富塚公園	富塚公園
	近隣公園	荒巻川ほたる公園	荒巻川ほたる公園
	－		向宿公園
	地区公園	城山公園	
	緑地	竜南緑地	
	近隣公園	堀出前中央公園	
	近隣公園	瑞穂公園	瑞穂公園
	近隣公園	葵が丘公園	葵ヶ丘公園
	緑地	中瀬南部緑地	
	近隣公園	腫ヶ丘中央公園	
	街区公園	ゆう公園	
	近隣公園		船明中央公園
	緑地	有玉大谷緑地	有玉大谷緑地
	近隣公園	大蒲公園	大蒲公園
	近隣公園	早出蒲北公園	早出蒲北公園
	近隣公園	半田公園	半田公園
	近隣公園	野口公園	野口公園
	緑地	浅森緑地	西浅田緑地
	近隣公園	遠州浜第二公園	遠州浜第2公園
	近隣公園	相生公園	相生公園
	近隣公園	香公園	都田第4公園
帰宅支援場所	近隣公園	西都中央公園	
身近な防災活動拠点	近隣公園	中田公園	中田公園
	緑地	都田丸山第二緑地	

	緑地	上島桜堤公園	
	緑地	長坂緑地	長坂緑地
	緑地	大平台第二緑地	
	緑地	伊左地第二緑地	
	街区公園	湖東西公園	
	緑地	有玉西第一緑地	
	街区公園	本町公園	本町公園
	街区公園	旭ヶ丘公園	旭ヶ丘公園
	緑地	湖人見緑地	
	街区公園	上西第一公園	上西第1公園
	緑地	大久保第一緑地	
	街区公園	安松第二公園	安松第2公園
	街区公園	住吉公園	住吉公園
	緑地	入野第二緑地	
	街区公園	豊隆公園	豊隆公園
	街区公園	西岸むくげ公園	西岸むくげ公園
	近隣公園	五社公園	五社公園
	街区公園	地蔵平公園	地蔵平公園
	緑地	馬込川早出緑地	
	街区公園	子安公園	子安公園
	緑地	桜台第六緑地	
	緑地	三方原緑地	
	緑地	西都台緑地	
	街区公園	新川緑地	新川緑地
	街区公園	東ふれあい公園	東ふれあい公園
	緑地	染地台第十二号緑地	
	街区公園	佐鳴台第二公園	佐鳴湖東岸第2公園
	-	犀ヶ崖公園	犀ヶ崖公園
	街区公園	植松第一公園	植松第1公園
	-	入野古墳公園	入野古墳公園
	街区公園	西都志都呂東公園	
	街区公園	西岸もくせい公園	西岸もくせい公園
身近な防災活動拠点	街区公園	大平山公園	大平山公園
	緑道	堀留ポツポ道	
	緑地	小松ふれあい公園	
	街区公園	南平公園	南平公園
	緑地	有玉西第二緑地	
	街区公園	中田島さくら公園	
	街区公園	上島東第一公園	上島東第1公園
	街区公園	夢公園	都田第1公園
	緑地	ゆたか第二緑地	
	街区公園	本郷第三公園	本郷第3公園
	街区公園	篠ヶ谷南公園	篠ヶ谷南公園
	街区公園	篠ヶ谷北公園	篠ヶ谷北公園
	緑道	大人見緑道	
	街区公園	ひくま南公園	新津公園

緑地	堀出前第一緑地	
街区公園	白昭さくら公園	
街区公園	将監第二公園	将監第2公園
街区公園	頭陀寺第一公園	頭陀寺第1公園
緑地	弥生緑地	
街区公園	佐鳴台第一公園	佐鳴湖東岸第1公園
街区公園	佐鳴台第三公園	佐鳴湖東岸第3公園
街区公園	高丘くすのき公園	高丘くすのき公園
街区公園	高丘けやき公園	高丘けやき公園
街区公園	いりのくち公園	いりのくち公園
街区公園	貴布祢ふれあい公園	
緑地	大平台第一緑地	
街区公園	西平第二公園	西平第2公園
街区公園	高丘どんぐり公園	高丘どんぐり公園
街区公園	高丘はぎ公園	高丘はぎ公園
街区公園	大久保東谷公園	
緑地	平口緑地	
街区公園	都筑南公園	
街区公園	将監第一公園	将監第1公園
街区公園	県居南公園	県居南公園
緑地	天竜川東町緑地	
街区公園	袖紫ヶ森東公園	袖紫ヶ森東公園
街区公園	ながどおり公園	ながどおり公園
街区公園	瞳ヶ丘西公園	
緑地	桜台第一緑地	
緑地	堀出前第三緑地	
街区公園	神宮寺第一公園	
街区公園	西伊場第三公園	西伊場第3公園
街区公園	北寺島公園	北寺島公園
緑地	上島西緑地	
緑地	大久保第二緑地	
街区公園	さん広場	
街区公園	遠州浜第一公園	遠州浜第1公園
街区公園	青葉台公園	
緑地	染地川緑地	
街区公園	遠州浜公園	
街区公園	白昭公園	

## 2 策定経過

### 2-1 浜松市緑の基本計画策定委員会 名簿

役職	氏名	専門分野	所属など
委員長	進士 五十八	有識者	福井県立大学 学長／東京農業大学名誉教授・元学長
副委員長	池邊 このみ	有識者	千葉大学大学院 教授
委員	木村 智子	緑化推進	NPO 法人 NPO ネットワークセンター 理事
	内山 晴芳	緑化推進	一般社団法人 日本造園建設業協会 静岡県支部長
	小杉 正則	緑地保全	椎ノ木谷保全の会 監事
	富永 一夫	公園経営	NPO フュージョン長池 創業者
	塚本 こなみ	観光・文化振興	公益財団法人 浜松市花みどり振興財団 理事長
	前田 剛志	林業	Kicoro 代表
	窪田 茂樹	環境保全	NPO 法人 はまなこ里海の会 事務局長
	廣瀬 稔也	地域活性化	NPO 法人 ひずるしい鎮玉 事務局長
	木俣 雅代	子育て	子どもの遊び場応援団「あそばんび」 代表
	川端 務夢	ビジネス	NPO 未来化プロジェクト 理事
鈴木 恵子	市民協働	浜松市市民協働センター 副センター長	

## 2-2 浜松市緑の基本計画策定庁内幹事会及び作業部会

	部名	課名
1	危機管理監	危機管理課
2	企画調整部	企画課
3	総務部	政策法務課（経営推進担当）
4	財務部	アセットマネジメント推進課
5	市民部	市民協働・地域政策課
6		創造都市・文化振興課
7		スポーツ振興課
8		文化財課
9	健康福祉部	福祉総務課
10	こども家庭部	次世代育成課
11	環境部	環境政策課
12		環境保全課
13		ごみ減量推進課
14	産業部	エネルギー政策課
15		観光・シティプロモーション課
16		農業水産課
17		農業振興課
18		農地利用課
19		林業振興課
20	都市整備部	都市計画課
21		土地政策課
22		緑政課
23		公園課
24		公園管理事務所
25		動物園
26	土木部	道路企画課
27		道路保全課
28		河川課
29	中区	中区・まちづくり推進課
30	東区	東区・区振興課
31	西区	西区・まちづくり推進課
32	南区	南区・区振興課
33	北区	北区・まちづくり推進課
34	浜北区	浜北区・まちづくり推進課
35	天竜区	天竜区・まちづくり課



## 2-3 策定スケジュール

日時	会議名等	主な議題
平成 29 年度		
10月27日(金)～ 11月10日(金)	浜松市緑の基本計画策定に 向けたアンケート調査	配布数：3,000 件 回収数：1,365 件（回収率：45.5%）
平成 30 年度		
9月26日(水)	第1回庁内幹事会	・計画概要について ・策定方針について
10月3日(水)	第1回作業部会	・計画概要について ・策定方針について
11月6日(火)	第1回策定委員会	・次期計画の策定方針について ・次期計画の基本的な考え方について ・市民・事業者によるみどりのまちづくりに向けて
1月30日(水)	第2回作業部会	・みどりの配置状況について ・まちづくりの課題と基本方針について ・基本方針に基づく施策の方向性について ・目標設定の考え方について
2月25日(月)	第2回庁内幹事会	・みどりの配置状況について ・まちづくりの課題と基本方針について ・基本方針に基づく施策の整理について ・目標設定の考え方について
3月22日(金)	第2回策定委員会	・第1回策定委員会等の振り返り ・次期計画の検討経過について ・プロジェクトについて
平成 31 年度／令和元年度		
6月12日(水)、 6月19日(水)	策定委員意見交換会	・プロジェクトの検討について
7月12日(金)	第3回作業部会	・基本方針の見直しについて ・みどりの配置方針について ・緑地保全等の目標及び方針について
8月13日(火)	第3回庁内幹事会	・基本方針の見直しについて ・みどりの配置方針について ・緑地保全等の目標及び方針について
8月26日(月)～ 8月28日(水)	推進体制づくりに向けた現地 調査	・緑の基本計画の推進体制づくりについて①
9月10日(火)	第3回策定委員会	・基本方針の見直しについて ・みどりの配置方針について ・緑地保全等の目標及び方針について ・プロジェクトについて
11月27日(水)～ 11月28日(木)	推進体制づくりに向けた現地 調査	・緑の基本計画の推進体制づくりについて②
12月5日(木)	第4回庁内幹事会	・計画書素案について ・推進体制づくりについて

12月19日(木)	推進体制づくりに向けた現地調査	・緑の基本計画の推進体制づくりについて③
1月28日(火)	第4回策定委員会	・計画書素案について ・みんなのやりたい！をカタチにするために について
3月17日(火)	第5回庁内幹事会	・計画書素案について
令和2年度		



■ 策定委員意見交換会の開催風景



■ 推進体制づくりに向けた現地調査の実施風景



### 3 用語解説

あ行	
遺跡公園	遺跡の保存と公開を目的として整備された施設のことです。
エコロジカルネットワーク	生きものが生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟等）がつながる生態系のネットワークのことです。
オープンガーデン	自宅の庭を、ある期間人々に公開することです。もともとは1920年代にガーデニングの本場のイギリスで始まりました。季節や日時を決めておいて、個人の庭に旅行者などを迎え入れ、受け取った入場料やお茶代などは、チャリティーに役立てます。日本でも、イギリスなどに旅行したり、滞在したりしてこの活動を知った人が、日本に帰ってから自分たちでも実践するようになりました。地域の人同士の交流や景観づくりに役立てようという試みや、自治体で積極的に取り組む事例も見られるようになってきています。
オープンスペース	公園・広場・道路・河川・農地など、建物によって被われていない土地や空間のことです。
か行	
ガーデンツーリズム	地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域の複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取組みのことです。平成31年4月に国が「ガーデンツーリズム登録制度」を創設し、「アメイジング・ガーデン浜名湖」をはじめ、全国で様々な取組みが行われています。
海岸保全区域	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域のことです。
外来生物	元々その地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことです。
河岸段丘	河川の中・下流域に流路に沿って発達する階段状の地形のことです。河成段丘とも言われます。
管理協定制度	特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度のことです。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することができます。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。
グリーン・ツーリズム	「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」、「農山漁村で楽しむゆとりある休暇」のことです。グリーン・ツーリズムの基本は、農山漁村に住む人々と都市に住む人々とのふれあい、つまり、都市と農山漁村との住民同士の交流です。その媒体としては、体験、産物、生活、文化など農林水産業を中心とした生活の営みそのものです。
県立自然公園	県内にある優れた自然の風景地（国立公園又は国定公園の区域を除く。）のことです。静岡県立自然公園条例第5条の規定に基づき、県知事が指定します。
公益的機能	森林が持つ水源涵養、国土保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、生物多様性保全、地球温暖化防止など、人々の暮らしや経済を支える多面的な機能のことです。
交流人口	その地域に訪れる（交流する）人のことです。その地域に住んでいる人を指す「定住人口」に対する概念です。
国定公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地のことです。自然公園法第5条の規定に基づき、都道府県知事の申し出により環境大臣が指定し、県が管理します。

さ行	
里山	都市近郊や集落周辺の丘陵及び低山帯に広がる二次林帯のことです。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街化している、または概ね 10 年以内に優先的かつ計画的な整備・開発により市街化を図るべき、として区分された区域のことです。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべきとして区分された区域のことです。
施設緑地	主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、公開する緑地のことです。都市公園法に基づく「都市公園・都市緑地」、「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分されます。
自然環境保全地域	自然環境保全法により定義づけられ、自然環境保全の目的を達成するため、特別地区、海中特別地区、普通地区に区分指定され、行為規制が課せられます。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を民間事業者が行う制度のことです。
市民の森	「浜松市緑の保全及び育成条例」に定義される市独自のもので、市街地の快適な都市環境を保つため、みどりの骨格を構成する緑地の保全を目的に指定を進めています。
市民緑地契約制度	地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結し、市民緑地（土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設）を設置・管理する制度です。
市民緑地認定制度	住民団体や NPO 法人、企業等が、民有地を地域住民の利用に供する緑地として、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受け、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。
社寺林	神社や寺院の周囲の林のことです。
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園のことです。その機能から、街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。
植生遷移	植物群落を構成する種や個体数が時間に伴い変化することです。植物や土壌が全くない裸地から始まる遷移を一次遷移と言い、土壌や種子などの植物体が残っている状態から始まる遷移を二次遷移と言います。
水源涵養	雨として降った水を土壌にため、ゆっくりと川に流すことで、洪水、渇水を緩和する働きをすることです。
生産緑地地区	市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす土地の指定制度（生産緑地地区制度）に沿って管轄自治体より指定された区域のことです。都市計画上、農林漁業との調和を図ることを主目的とした地域地区の一つであり、その要件等は生産緑地法によって定められています。
生物多様性	生きものの個性とつながりを表す言葉であり、森林、里地里山、河川等の生態系の多様性、動植物から細菌などの微生物にいたる種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の 3 つのレベルの多様性があります。
ソーシャルキャピタル	規範や価値観を共有し、お互いを理解しているような人々で構成されたネットワークで、集団内部または集団間の協力関係の増進に寄与するものです。

た行	
地域森林計画対象民有林	森林法に基づき、都道府県知事が全国森林計画に則して5年ごとに立てる地域森林計画の民有林のことです。伐採等を行う場合には、届出や許可が必要な場合があります。
地域制緑地	一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで、緑地を保全する制度のことです。
天然記念物	文化財保護法や地方自治体の文化財保護条例に基づき指定される、動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物のことです。
特別緑地保全地区	都市内に残された緑地を、都市計画に特別緑地保全地区として指定することにより、一定規模以上の木材の伐採など一定の行為を許可制とし、現状凍結的に保全するものです。土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあります。
都市近郊型農業	都市の近く（近郊）で農作物を生産することで、鮮度の高い農作物を、輸送費用をあまりかけずに消費地に届けられるといった利点を活かした農業のことです。
都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲のことです。
都市計画決定	都市計画を一定の手続きにより決定することです。都市計画の決定権者は原則として都道府県知事、又は市町村です。
都市計画公園	都市計画法第11条の都市施設の「公園」として都市計画決定されたもののことです。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。
都市公園	都市公園法に定義されるもので、地方公共団体又は国が設置する都市計画施設である公園又は緑地、都市計画区域内において設置する公園又は緑地のことです。
都市公園法	都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、1956年に制定された法律です。都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等管理に関する事項が定められています。
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑地の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的に制定した法律です。
な行	
二地域居住	都心に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らす生活様式です。
農振農用地区域	県知事が指定した「農業振興地域」について、市は「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていかうとする優良農地について、「農用地等」として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定します。これを「農用地利用計画」といい、ここで指定された「農用地等」を「農振農用地」といいます。

は行	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものことです。
浜名湖花博	しずおか国際園芸博覧会「パシフィックフローラ 2004」と「第 21 回全国都市緑化しずおかフェア」の愛称で開催された花と緑の博覧会のことです。日本では、1990 年の大阪府での「国際花と緑の博覧会」、2000 年の兵庫県での「淡路花博」に続く 3 回目の開催で、国際的レベルでの博覧会であることに加え、全国緑化フェアの精神である、人々の交流による新たな文化発信の要素を加えることで、国内外から約 544 万人が来場しました。
浜名湖花フェスタ	平成 16 年に開催された「浜名湖花博」及び浜名湖花博 10 周年で平成 26 年に開催された「浜名湖花博 2014」の継承事業として、平成 27 年から行政及び民間団体連携のもと毎春「日本の春は浜名湖から」をキャッチフレーズに開催しています。
浜松花と緑の祭	秋の都市緑化月間中に啓発活動の一環として、花や緑にふれ、大切さを再認識することにより、緑化や環境に対する意識の高揚を図るとともに、「花と緑のまち・浜松」を広く PR するため、アクト通りを中心に市民協働で開催しています。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方に基づいています。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。都市化の進展に伴ってヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されています。
姫街道	東海道見附宿（静岡県磐田市）と御油宿（愛知県豊川市）を結ぶ東海道の脇街道のことです。浜名湖の北側、本坂峠を越える道で、本坂道、本坂街道、本坂通りとも言われています。
風致地区	都市計画で定める地域地区の一つで、都市の風致を維持するために指定するものです。地域制緑地の一つで、都道府県、政令指定都市で定める「風致地区条例」により、建築物の建築、宅地の造成または木材の伐採などの行為を規制しています。
保安林	木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林のことです。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為を行う際には、都道府県知事（または市長）の許可が必要となります。
防災公園	大地震などの災害の際に、広域的な避難地、火災の延焼防止、救助・救援部隊やボランティア等の活動拠点、復旧・復興活動拠点、仮設住宅用地などとして活用が可能な大規模公園のことです。
保全配慮地区	都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」や「緑地保全地域」以外の区域で、風致景観保全の観点、生態系の保全の観点、および市民の自然とのふれあいの観点等の都市における緑地の状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけ、その地区内における緑地保全施策等を現地に即して定めるものです。
保存樹・保存樹林	都市計画区域内における樹形が優れている巨木や神社仏閣の樹林・屋敷林を保存するために、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」の規定に基づき、市長が指定するものです。

<b>ま行</b>	
モザイクカルチャー	「モザイク」と「カルチャー」を組み合わせた造語です。植物の色や特徴を生かしながらつくる花と緑の立体造形物です。
<b>や行</b>	
谷戸地形	丘陵地、台地が湧き水、水の流れによって侵食、開析され、浅い谷となって樹枝状に刻まれている地形のことです。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
<b>ら行</b>	
緑化重点地区	都市緑地法第4条の中で「緑の基本計画」の策定項目として定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。
緑化地域制度	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として緑化地域を指定し、大規模な敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。
緑地	都市公園法第3条第1項に「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされています。特にその範囲に限定はなく、計画的にその保全・創出を図っていこうとするのであれば、個人の家の庭や生垣の緑などにいたるまで幅広く計画に含めうるものです。
緑地協定制	土地所有者等の全員合意によって、既存の樹木等緑地保全や生垣の設置等緑化に関する協定を締結する制度です。
緑地保全地域制度	里山等の都市近郊の広範囲の緑地を守るため、都市計画に緑地保全地域として指定し、一定規模以上の木竹の伐採など一定の行為について届出・命令制により緩やかな保全を図る制度です。
緑被率	一般に、ある地域又は地区において緑被地の占める割合をいいます。「緑被地」とは、樹林地、草地、田、畑などの土地を総称する場合と、樹木、芝、草花などで覆われた土地（樹木の場合、その枝葉を水平面に投影した土地）の部分のみをいう場合とがあります。
<b>英数字</b>	
FSC 森林認証	FSC は、Forest Stewardship Council（森林管理協議会）の略で、国際的な森林認証制度を行う第三者機関の一つです。FSC 森林認証は、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかなない、経済的にも持続可能な形で生産された木材に与えられます。
IFPRA	IFPRA は、International Federation of Parks and Recreation Administration の略で、公園やレクリエーションに関する専門家による国際組織です。
Park-PFI 制度	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度です。

【都市公園の種類】

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住するものの利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区※当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位



## 浜松市緑の基本計画（案）

発 行 浜松市

編 集 浜松市都市整備部緑政課

〒430-0923 浜松市中区北寺島町 617-6

南土木整備事務所 1 階

TEL : 053-457-2586

発行年月 令和 2 年 7 月



滨松市